

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成２６年度第２回総会議案書

日 時 ： 平成 26 年 12 月 17 日(水) 午後 1 時 30 分～
場 所 ： 杉妻会館 3 階 「石楠花」

目 次

議案第 1 号	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約の一部 改正について（案）	… 1
議案第 2 号	福島県の水田農業の振興方策について（案）	……1 2
議案第 3 号	2 7 年産米の需給調整の取り組み推進について（案）	…… 3 1

議案第 1 号 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約の一部改正について(案)

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議は、戦略作物の生産振興、地域における需要に応じた米の生産の推進、水田農業改革の推進、経営所得安定対策等の推進、その他地域農業の振興等に資することを目的に設置されているが、構成員に新たに（公財）福島県農業振興公社を加えることにともない、規約を一部改正する。

1 根拠

「直接支払推進事業実施要綱」（経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金）において、原則として会員に農地中間管理機構を含むことと規定されたため。

「直接支払推進事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7 1 3 5 号農林水産事務次官依命通知、最終改正平成 26 年 4 月 1 日）」の抜粋

（前略）

第 2 事業実施主体

1 都道府県段階における事業実施主体（以下「都道府県等」といいます。）は、次に掲げる組織です。

- (1) 都道府県
- (2) 都道府県農業再生協議会（別紙「都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会について」の第 1 に定める要件を満たすものとし、以下「都道府県再生協議会」といいます。）

（中略）

（別紙）都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会について

第 1 都道府県農業再生協議会

2 構成員

- (1) 都道府県、農業団体、流通業者団体のほか、認定方針作成者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 1 1 3 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、その作成した生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けた者をいいます。以下同じ。）、担い手農業者組織（稲作経営者会議等）、法人協会、集落営農の代表者、実需者団体、消費者団体等、事業内容や各都道府県の実情に応じてその会員を選定します。
- (2) 原則として、会員に、都道府県、都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会都府県本部（道県経済農業協同組合連合会及び県農業協同組合を含む。）、都道府県主食集荷協同組合、都道府県農業会議、担い手農業者組織（稲作経営者会議等）、都道府県農業法人協会、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 1 0 1 号）第 2 条の 4 に規定する農地中間管理機構。）を含むものとします。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約 平成16年 4月 8日制定 平成17年 4月18日一部改正 平成19年 3月27日一部改正 平成19年 6月18日一部改正 平成19年12月25日一部改正 平成20年 6月20日一部改正 平成21年 3月27日一部改正 平成21年 6月16日一部改正 平成22年 5月12日一部改正 平成23年 5月23日一部改正 平成24年 3月21日一部改正 平成25年 3月14日一部改正 平成26年 3月12日一部改正 平成26年12月 日一部改正 目次 (略) 第1章 総則 (名称) 第1条 ～ 第4条 (略)	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約 平成16年 4月 8日制定 平成17年 4月18日一部改正 平成19年 3月27日一部改正 平成19年 6月18日一部改正 平成19年12月25日一部改正 平成20年 6月20日一部改正 平成21年 3月27日一部改正 平成21年 6月16日一部改正 平成22年 5月12日一部改正 平成23年 5月23日一部改正 平成24年 3月21日一部改正 平成25年 3月14日一部改正 平成26年 3月12日一部改正 目次 (略) 第1章 総則 (名称) 第1条 ～ 第4条 (略)

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約（案）

平成16年 4月 8日制定
平成17年 4月18日一部改正
平成19年 3月27日一部改正
平成19年 6月18日一部改正
平成19年12月25日一部改正
平成20年 6月20日一部改正
平成21年 3月27日一部改正
平成21年 6月16日一部改正
平成22年 5月12日一部改正
平成23年 5月23日一部改正
平成24年 3月21日一部改正
平成25年 3月14日一部改正
平成26年 3月12日一部改正
平成26年12月 日一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 会員等（第5条－第8条）
- 第3章 役員等（第9条－第12条）
- 第4章 総会（第13条－第19条）
- 第5章 事務局等（第20条－第22条）
- 第6章 専門部会（第23条－第24条）
- 第7章 会計（第25条－第30条）
- 第8章 規約の変更、解散及び残余財産の処分（第31条－第32条）
- 第9章 雑則（第33条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この協議会の名称は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）とする。

（事務局）

第2条 推進会議は、主たる事務局を福島市飯坂町平野字三枚長1番地1に、従たる事務局を県内に7箇所置く。

（目的）

第3条 推進会議は、行政と農業者団体等との連携を図り、戦略作物の生産振興、地域に

おける需要に応じた米の生産の推進、水田農業改革の推進、経営所得安定対策等の推進
その他地域農業の振興等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策の推進に関すること。
- (2) 地域農業再生協議会の指導に関すること。
- (3) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。

2 推進会議は、前項第1号及び第3号に関する事務の一部を、会長が別に定める団体に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(推進会議の会員)

第5条 推進会議は、次に掲げるものをもって構成する。

福島県 福島県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会福島県本部 福島県米
穀肥料協同組合 福島県米麦事業協同組合 福島第一食糧卸協同組合 福島県市長会
福島県町村会 福島県担い手育成総合支援協議会 福島県耕作放棄地対策協議会 公益
財団法人福島県農業振興公社（農地中間管理機構）

(届出)

第6条 会員は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったとき
は、遅滞なく推進会議にその旨を届け出なければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を推進会議に届出なければならない。

2 会員が解散した時は、退会したものとみなす。

(除名)

第8条 推進会議は、会員が推進会議の会員としてふさわしくない行為をしたときその他
特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この
場合には、推進会議は、その総会の開催の日の7日前までに、その会員に対し、その旨
を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第9条 推進会議に次の各号に掲げる役員を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって
充てる。

- (1) 会長 福島県農業協同組合中央会常務理事
- (2) 副会長 福島県農林水産部長
- (3) 監事 福島県市長会事務局長及び福島県町村会事務局長

2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第10条 会長は推進会議を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して推進会議の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 推進会議の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の解任)

第11条 推進会議は、役員が推進会議の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、推進会議は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 推進会議の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第10条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定による請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって会員に通知してしなければならない。ただし、会員全員の同意があり、かつ会議の目的たる事項が第17条第4号又は第5号に掲げるものでないときは、招集の手続を経ないで総会を開催することができる。

3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及

び議事録の公表を行う。

(総会の議決方法等)

第 15 条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各 1 個の表決権を有する。

3 総会においては、前条第 2 項によりあらかじめ通知された会議の目的たる事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項であって第 17 条第 4 号又は第 5 号に該当しないものにあつては、この限りでない。

4 総会の議事は、第 17 条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

第 16 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他推進会議の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第 17 条 次に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の 3 分 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) この規約の変更
- (2) 業務方法書の変更
- (3) 推進会議の解散
- (4) 会員の除名
- (5) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された会議の目的たる事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに推進会議に到着しないときは、無効とする。

3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を推進会議に提出しなければならない。

4 第 1 項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合

にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、主たる事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき推進会議の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局の構成は次に掲げるとおりとする。

- (1) 福島県
- (2) 福島県農業協同組合中央会
- (3) 全国農業協同組合連合会福島県本部
- (4) 福島県米穀肥料協同組合
- (5) 福島県米麦事業協同組合
- (6) 福島第一食糧卸協同組合
- (7) 福島県担い手育成総合支援協議会
- (8) 福島県耕作放棄地対策協議会

3 前項各号の事務局の構成団体には、各事務の区分ごとに責任者を置く。

4 推進会議は、業務の適正な執行のため事務局長を置き、福島県農業協同組合中央会農業対策部長をもって充てる。

5 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

(業務の執行)

第21条 推進会議の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次に掲げる規程による。

- (1) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程
- (2) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）
- (3) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程
- (4) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議公印取扱規程
- (5) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議内部監査実施規程
- (6) その他必要な規程

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 推進会議は、主たる事務局に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) この規約及び前条各号の規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号の規程に基づく書類及び帳簿

第6章 専門部会

(専門部会の設置)

第23条 推進会議は、第3条及び第4条第1項第3号にもとづく水田を活用した作物の産地確立の推進をはかるため、総会の決議により専門部会を設置することができるものとする。

(専門部会の構成と運営)

第24条 各専門部会の構成及び運営方法については、会長が別に定める専門部会設置要領で定めるものとする。

- 2 専門部会は、その目的達成のために必要な場合には、推進会議会員以外も構成員となることができるものとする。

第7章 会計

(事業年度)

第25条 推進会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第26条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金
- (2) 国産粗飼料増産対策事業補助金
- (3) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金
- (4) 攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金
- (5) 負担金
- (6) 前年度繰越金
- (7) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 推進会議の資金は、資金の種類ごとに区分経理することとし、その取扱方法は業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 推進会議の事務に要する経費は、第26条各号に掲げる資金をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 推進会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(予算の繰越し)

第29条の2 資金の種類が負担金であるもののうち、年度内に支払義務が生じなかったものがあるときは、会計処理規程で定めることにより、その額の一部又は全部を翌年度に

繰り越して使用することができる。

(暫定予算等)

第 29 条の 3 会長は、必要に応じて、推進会議の一事業年度のうち一定期間に係る暫定事業計画及び暫定予算を定め、執行することができる。

- 2 前項の暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、当該年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(監査等)

第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

- 3 会長は、第 1 項の書類及び監査報告書について、総会の承認を得た後、これを主たる事務局に備え付けておかなければならない。

第 8 章 規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第 31 条 この規約および第 2 1 条各号の規程に変更があった場合には、推進会議は、遅滞なく東北農政局福島地域センター長に届出なければならない。

(事業終了後の場合の残余財産の処分)

第 32 条 第 4 条第 1 項第 1 号の事業が終了した場合及び推進会議が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、第 4 条第 1 項第 1 号の事業については福島県知事に、その他の国費相当額については実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより東北農政局長に、それぞれ返還する。

- 2 推進会議の資金のうち、第 2 9 条の 2 に基づき繰り越す額を超える負担金については、各負担者の負担割合に応じて精算するものとする。
- 3 前 2 項以外の残余財産については、総会の議決を経て推進会議の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑則

第 33 条 この規約に定めるもののほか、推進会議の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 1 6 年 4 月 8 日から施行する。
- 2 推進会議の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 2 9 条の規定にかかわらず、設

立総会の定めるところによる。

附 則（平成１７年４月１８日議決）

- １ この規約は、平成１７年４月１８日から施行する。
- ２ 推進会議の平成１７年度の事業計画及び収支予算は、改正前の第２９条の規定にかかわらず、平成１７年度第１回臨時総会の定めるところによる。

附 則（平成１９年３月２７日議決）

この規約は、東北農政局の承認を受けた日から施行する。

附 則（平成１９年６月１８日議決）

この規約は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年１２月２５日議決）

この規約は、平成１９年７月２５日から施行する。

附 則（平成２０年６月２０日議決）

この規約は、平成２０年６月２０日から施行する。

附 則（平成２１年３月２７日議決）

この規約は、平成２１年３月２７日から施行する。

附 則（平成２１年６月１６日）

この規約は、平成２１年６月１６日から施行する。

附 則（平成２２年５月１２日）

- １ この規約は、平成２２年４月１日から施行する。
- ２ 平成２１年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附 則（平成２３年５月２３日）

- １ この規約は、平成２３年４月１日から施行する。
- ２ 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱に係る取組及び平成２２年度以前に行われた水田農業構造改革対策実施要綱等に係る取組については、なお従前の例による。

附 則（平成２４年３月２１日）

この規約は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月１４日）

- １ この規約は、平成２５年３月１４日から施行する。ただし、附則第２項及び第３項の規定は、平成２５年４月１日より施行する。
- ２ 第３条中及び第４条中「農業者戸別所得補償制度」を「経営所得安定対策」に改める。
- ３ 第２６条中「水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金」を「水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金」に改める。

附 則（平成２６年３月１２日）

この規約は、平成２６年３月１２日から施行する。

附 則（平成２６年１２月 日）

この規約は、平成２６年１２月 日から施行する。

議案第2号 福島県の水田農業の振興方策について(案)

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成26年12月〇〇日策定

1 趣旨

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議及び地域農業再生協議会（以下「再生協議会等」とする。）では、需要に見合った主食用米の生産と農業経営の安定を図る経営所得安定対策等（水田活用の直接支払交付金を含む。以下同じ。）を活用し、本県の水田農業の持続的発展に努めてきました。

このような中、国では、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月、平成26年6月一部改訂）を策定し、担い手への農用地の利用集積・集約化の加速、経営所得安定対策等の見直し、平成30年度を目途とした米の生産調整方法の変更などの改革を進めています。

一方、我が国の主食である米は、長期にわたる消費量の減少と平成23年産米からの豊作などにより在庫量が増加し、価格が下落しています。

さらに、本県では、平成23年3月に発生した東日本大震災と原子力災害の影響により、作付が制限されている地域があることに加え、供給過剰の状況と相まって風評により他地域に比べ米価の下落幅が大きく、県産米の販売環境が悪化しています。

このような状況変化に的確に対応し、本県の水田農業の持続的な発展を図るためには、再生協議会等及びその構成機関・団体が主体となって、地域特性に応じた施策を推進する必要があることから、水田農業の振興方策を明らかにするとともに、農業者を誘導する指針として「福島県の水田農業の振興方策」（以下「振興方策」とする。）を策定します。

なお、振興方策の策定に当たっては、県の「ふくしま農林水産業新生プラン」やＪＡグループ福島の「新たな米戦略」等との整合を図ることとし、実施期間は、生産数量目標の配分が廃止されるまでの準備期間である平成29年度までとして、状況の変化に応じて改定していくこととします。

2 現状と課題

（１）国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」とその対応

国は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」で、①農地中間管理機構を通じて担い手への農用地利用の集積・集約化を加速させ、農業構造の改革と生産コストの削減を図る、②経営所得安定対策等では米の直接支払交付金や米価変動補てん交付金について工程を明らかにした上で廃止する一方、ナラシ及びゲタ対策については規模要件を外し意欲ある農業者の参加を促進する、③意欲ある農業者が自らの経営判断で作物を選択できるよう、平成30年産米から行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、

需要に即した主食用米生産が行われる環境を整備する、④農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を図るため日本型直接支払制度を創設するなどとしています。

特に、経営所得安定対策等については、水田農業経営を進めていく上で極めて重要ですが、本県では加入面積が少ない状況にあり、加入を加速的に促進していく必要があります。このため、ゲタ・ナラシ対策の加入要件となっている認定農業者や集落営農組織の育成が急務であり、人・農地プランの策定や農地中間管理機構を活用した農用地の利用集積等と合わせて一体的に推進していく必要があります。

また、担い手への農用地の利用集積を後押しするために水路や農道等の管理を地域で支えていくとともに、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正し農業生産活動の維持を支援していくため、日本型直接支払制度への参加を促進する必要があります。

(2) 米の需給調整の状況等と課題

主食用米は、需給調整を進めているものの、国民の食生活の変化に伴う消費量の減少、米の計画を超えた生産と平成23年産米からの豊作で在庫量が増加し、価格が下落しています。また、米の消費形態が変化しており、中食及び外食での需要割合が高くなっています。

このような状況から、需要に即した生産を基本とし、主食用米については生産コストの低減や業務用米等を含めて売れる米づくりを進めていくとともに、備蓄米への取組の継続、飼料用米や加工用米等の非主食用米、ホールクロップサイレージ(WCS)用稲等の作付を拡大していく必要があります。

(3) 本県の水田農業の情勢と課題

本県は、広い県土に約10万ヘクタールの水田を有し、気候に恵まれた全国有数の米の産地ですが、全国的に供給過剰の状況にあることや原子力災害による風評の影響などにより、他県に比べ県産米の販売環境は厳しい状況にあります。このため、県産米の安全性を確保した上で、良食味米を生産できる強みを十分に生かして食味と品質の一層の向上を図るとともに、本県の安全性確保の取組に対する消費者の理解を促進しながら、販路を拡大していく必要があります。

また、本県は、地域ごとに様々な風土を有し、特色ある力強い水田農業が展開されてきました。しかし、東日本大震災と原子力災害により未だに米の作付が制限されている地域があるなど、地域によりその影響が大きく異なっています。これらのことから、これまでの実績や地域のメリットを生かして、今後の水田農業の振興方策を定め、関係者が共通認識を持って取り組むことが必要です。

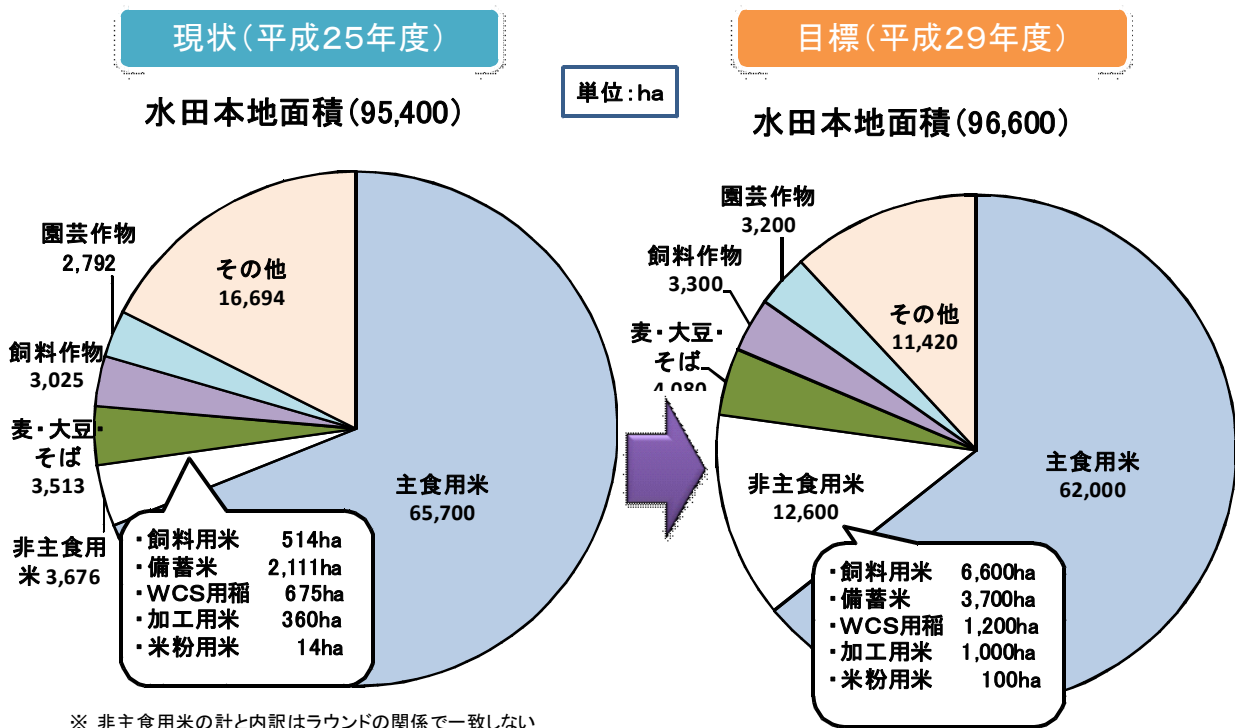
さらに、これまで生産体制を整備してきた麦、大豆、そばについては、今後とも需要が見込まれる品目であることから、産地を維持・拡大していくとともに、生産性及び品質の向上を図っていく必要があります。

3 本県水田農業の目指す姿

(1) 水田フル活用の方

本県の約10万haの水田をフル活用して、需要に即した農産物を生産することを基本として、次のような農産物の生産を目指します。

- 津波や原子力災害の被害水田の復旧を進め、水田面積は96,600haを目指します。
- 主食用米の作付は、全国的な消費量に合わせて減少するものと考えられることから、62,000haと見込みます。
- 非主食用米のうち、特に、飼料用米の作付を増やし、6,600haの作付を目指します。備蓄米は3,700haを、加工用米は1,000ha、麦、大豆、そばは4,080haを目指します。
- 園芸作物は、経営の複合化や転換により拡大し、3,200haを目指します。



(2) 水田農業経営の方

水田農業経営では、経営所得安定対策等の活用を前提として、経営規模の拡大を図る土地利用型経営と収益性の高い園芸作物を取り入れた複合経営の確立を目指します。

ア 土地利用型経営

- 個別経営では、15ha規模で、主食用米を中心として飼料用米や加工用米、備蓄米などに取り組み、約620万円の農業所得を目指します。
- 集落営農では、50ha規模で、主食用米を中心に飼料用米や加工用米等に集落ぐるみで取り組み、約2,090万円の農業所得を目指します。

経営提案モデル【土地利用型経営】

個別経営(15ha)

飼料用米
(3ha)



加工用米・酒米(1ha)

備蓄米(2ha)



主食用米
(9ha、3品種)



農地の利用集積を進め、
3～5haのブロックを3～5か所に集約

【農業所得の目安】

主食用米(9俵/10a)	1,013万円
飼料用米(10.5俵/10a)	315万円
加工用米・酒米(9俵/10a)	104万円
備蓄米(9俵/10a)	210万円

販売額計	1,642万円
経費計	1,019万円
農業所得計	623万円

集落営農(50ha)

飼料用米
(11ha)

加工用米・酒米
(6ha)

備蓄米(6ha)



主食用米
(27ha、3品種)



【農業所得の目安】

主食用米(9俵/10a)	3,038万円
飼料用米(10.5俵/10a)	1,155万円
加工用米・酒米(9俵/10a)	626万円
備蓄米(9俵/10a)	630万円

販売額計	5,449万円
経費計	3,359万円
農業所得計	2,090万円

イ 複合経営

- 複合経営では、園芸作物等を導入し所得の確保を図ります。野菜の2年3作体系を取り入れるなど積極的に経営の複合化を図り、約650万円の所得を目指します。

経営提案モデル【園芸＋水稻】

複合経営(9ha)

飼料用米(2ha)

主食用米(5ha)



2年3作
野菜
(2ha)

加工トマト



タマネギ



ブロッコリー



【農業所得の目安】

・主食用米(9俵/10a)	563万円
・飼料用米(10.5俵/10a)	210万円
・野菜(2年3作、1年当たり)	
加工トマト	260万円
タマネギ	160万円
ブロッコリー	274万円

販売額計	1,467万円
経費計	817万円
農業所得計	650万円

4 本県の水田農業を振興する基本方針

国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革や全国的な米の需給状況に対応するとともに、本県の水田農業が抱える課題への的確に対応するため、次の基本方針に基づき、関係機関・団体が連携して各種施策に取り組みます。

【基本方針】

- 地域農業をけん引するプロフェッショナル経営体を増やしていくとともに、これに続く認定農業者や集落営農組織等の育成を促進します。
- 農用地の利用集積を進め、生産コストを低減するとともに、認定農業者や集落営農組織等の経営所得安定対策等への加入を推進し、農業経営の安定を図ります。
- 主食用米の計画生産を進めながら、地域の特性を生かして食味の向上と業務用米を含めた需要に即した米の生産を促進するとともに、飼料用米等の非主食用米の生産や園芸作物の導入、大豆、そばなどの作付を進めるなど、水田のフル活用を図ります。
- 県産米の販売に当たっては、風評対策に継続して取り組むとともに、県産米の食味の良さなどを生かして、県内外において積極的に販路を拡大します。
- 避難地域では、先端技術を取り入れた新しい生産方式による地域農業の将来像の検討や復旧段階に応じた支援を行うとともに、津波被害等により、これから本格的な営農を再開する地域では、新たな営農体系の構築や多様な担い手の確保を図りながら農用地の利用集積や団地化を支援し、営農再開を促進します。
- 中通り、会津、浜通りの地域毎には、それぞれの地域条件を生かして、主食用米中心の経営や飼料用米等を取り入れた経営、園芸との複合経営等の実現に取り組みます。

5 取組内容

(1) 本県の水田農業を支える担い手の育成と経営所得安定対策等の推進

ア 農用地の利用集積と担い手の育成

- 生産力と経営管理能力に優れ、地域農業をけん引するプロフェッショナル経営体への経営発展を支援し、その増加を促進します。
- 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の作成と状況に応じた見直しを行い、この中で意欲ある農業者や農業生産法人等を認定農業者に誘導します。
また、人・農地プランの策定前であっても、地域の水田農業の中心となる経営体を積極的に認定農業者へ誘導します。
- 農地中間管理機構による農用地の利用集積を加速し、農用地の受け手となる担い手の経営規模の拡大を促進します。
- これまで進めてきた「ふくしま型集落営農」の理念を継承し、地域での話し合いを支援しながら、集落営農組織を育成します。また、集落営農組織の経理の一元化に向けた取組等を支援します。
- 新規学卒者をはじめ、Uターン者や新規参入者の就農を促進し、認定新規就農者へ誘導します。
- 担い手の経営規模の拡大に必要な農業機械や施設の整備を支援します。

- 地域ぐるみでの水路や農道等の維持管理、中山間地域での営農の継続、自然環境の保全活動を支援するため、日本型直接支払制度の活用を促進します。
- 避難地域では、地域ごとに農業者等の意見を十分に聞きながら、先端技術を取り入れた新しい生産方式による地域農業の将来像を検討するとともに、農業者の帰還や復旧段階に応じ、その実現に努め、営農再開を促進します。
- 津波被害等により、これから本格的な営農を再開する地域では、農用地の利用集積を積極的に進めるとともに、作物生産の団地化を図り、地域での話し合いを進めながら、集落営農組織の育成などにより担い手の確保を促進します。

【施策の目標】

項 目	内 容	現況値（25年）	目標値（29年）
認定農業者数 （経営体）	農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画の認定数	6, 3 9 2	7, 6 0 0 以上
農用地利用集積率 （%）	担い手に利用集積された農用地の割合	4 0 ^{※1}	5 5 以上

※1 平成24年度の実績（県調べ）

イ 経営所得安定対策等の推進

- 認定農業者や集落営農組織、認定新規就農者を経営所得安定対策等に誘導し、加入を促進します。
- 経営所得安定対策等の加入要件を満たしながら加入していない農業者をリストアップして、重点的な加入誘導を行います。
- これまでに活動してきた集落営農組織のうち、経営所得安定対策等に参加していない組織の現況を点検し、誘導可能な組織の加入を促進します。
- 県内の農業者に、経営所得安定対策等の重要性を啓発し、認定農業者や集落営農組織等への動機付けや加入の誘導を行います。

【施策の目標】

項 目	内 容	現況値(26年)	目標値（29年）
ナラシ対策に 加入した面積 割合（%）	主食用米、麦、大豆でナラシ対策に 加入した面積	1 8	5 0 以上 （認定農業者など加入対象者の作付面積の1 0 0 %）

(2) 需要に即した作物の作付と販売の促進

ア 主食用米

(ア) 生産対策

- 主食用米については、安全性を確保するとともに、毎年度策定する次年産米の需給調整の取組方針に基づき需要に即した生産を進めます。
- 平成30年産からの生産目標数量の配分の廃止に伴い、産地間競争の激化が想定されることから、今後とも主食用米の生産においては、地域間調整の活用等により生産量を確保するとともに、経営規模の拡大や直播栽培、低コスト資材の導入等を推進して生産コストを低減し、競争力の強化を図ります。
- 本県は、消費者の評価の高い「コシヒカリ」や「ひとめぼれ」の主要な産地であり、今後とも、これらの強みを生かして食味ランキング「特A」を目指した一層の食味向上を目指し、売れる米づくりを促進します。
- 本県オリジナル品種「天のつぶ」については、収量が多く、栽培しやすい特徴を生かして作付を拡大するとともに、肥培管理の徹底などにより食味と品質の向上を図ります。
- これまで本県で先進的に進めてきた環境と共生する農業（有機栽培、特別栽培、エコファーマーによる栽培）については、環境保全型農業直接支払の活用等により取組の拡大を図ります。

(イ) 流通販売対策

- 県産米の安全性の確保に対する取組等を、マスメディアやホームページ、広報誌等により情報発信し、引き続き、風評対策を実施します。
- 関係機関・団体と連携して、トップセールスやマスメディアを活用した積極的なPR、卸売事業者や外食事業者等との商談会やモニターツアー等を通して、県産米の優れた食味や品質、環境と共生する米づくり等を売り込み、販路の拡大を図ります。
- 県内量販店等でのイベントの開催やPR等により販売を促進するとともに、県内の学校給食や社内給食での県産米利用を推進するなど県内での消費拡大を図ります。
- 「天のつぶ」については、外食・中食等の需要が増加していることから、業務用米を含めた販売を進めるとともに、旅館や飲食店におけるフェア等を実施して、認知度の向上を図り利用を促進します。
- 県産米の輸出については、原子力災害に伴う輸入停止等の規制措置の解除・緩和に向けた取組を国に要請するとともに、規制が解除された国・地域に対して、関係団体と連携して促進を図ります。

【施策の目標】

項 目	内 容	現況値（25年）	目標値（29年）
県内産主要3品種 ^{※1} の食味ランキングにおける特A割合（%）	一般財団法人日本穀物検定協会の食味ランキングにおける特A割合	42	100
1等米比率（%）	農産物検査におけるうるち米の1等米の比率	91.8	95.0
環境と共生する米づくりの面積（ha）	米の有機栽培、特別栽培、エコファーマーによる栽培の面積	29,330	32,000以上
「天のつぶ」の作付面積（ha）	「天のつぶ」の作付面積	2,000	6,000以上
学校給食の県産米利用割合（%）	学校給食において県産米を利用している市町村の割合	84.5 ^{※2}	100
農産物の海外輸出力（t）	県産農産物を海外輸出した量	17 ^{※2}	200以上

※1 「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」、「天のつぶ」 ※2 平成23年度の現況値

イ 麦、大豆、そば、なたね

- 畑作物（麦、大豆、そば、なたね）については、経営所得安定対策等で、収量と品質によって交付単価が変わることから、排水対策や適正施肥、適期防除の徹底などにより、収量・品質の向上を促進します。
- 麦、大豆は、土地利用型作物の基幹品目として、産地の生産体制の維持・拡大や津波被害を受けた地域等での産地の回復を促進します。
- そばは、全国第4位の作付がある優良産地であり、また、観光などと結びついて地域の活性化に寄与していることから、品質の向上を図るとともに、経営所得安定対策等のゲタ対策や産地交付金を活用して生産を促進します。
- 油糧作物として期待されるなたねについては、6次化の取組が定着している地域はもとより、原子力災害等により水稻の作付が本格的に進んでいない地域において、営農再開の先駆けとなる作物として取組を促進します。

【施策の目標】

項 目	内 容	現況値（25年）	目標値（29年）
大豆の上位等級（1、2等級）比率（%）	農産物検査における1、2等級の割合	24	50以上

項 目	内 容	現況値(25年)	目標値(29年)
そばの1、2等級 ^{※1} の割合(%)	農産物検査で、1、2等級となった割合	5	50以上

※1 平成27年度から「そば」の農産物検査規格が変更（3等がなくなる）されるため、現況値は生産量のうち1～3等の割合、目標は1、2等の割合

ウ 非主食用米

- 優れた生産機能を持つ水田を有効に活用して地域の農業と水田農業経営を維持発展させていくため、水田活用の直接支払交付金を活用して、飼料用米や加工用米など需要のある非主食用米の作付拡大を誘導します。
- 飼料用米は、輸入トウモロコシの代替原料として潜在的な需要が多いことから、一般品種を主体に多収性専用品種を取り入れながら作付面積の拡大を促進するとともに、多収性専用品種の種子の供給や栽培技術の高度化、団地化の取組等により、収量の向上と生産コストの低減を図ります。一方、漏生苗の発生などによる主食用米への混入（クロスコンタミ）対策が重要であることから、多収性専用品種の作付や乾燥調製、保管管理などにおける留意点の周知を徹底します。
- 飼料用米の流通については、地域での情報収集とマッチングを進め耕畜連携を図るとともに、利用形態に合わせた加工・流通施設の整備を促進します。また、流通の主体となる広域流通において飼料工場へ輸送する際の流通コストの低減を促進します。
- 加工用米については、全国的にも有数の日本酒の生産量を誇る本県では、地域の米を使った酒づくりに強い意欲を持った酒造業者が多く、着実な需要が見込まれることから、地域において米の生産者と酒造業者の結びつきを深め、複数年契約を推進します。
- 米粉用米は、地元産米を活用した6次化の推進と併せ、生産拡大を促進します。
- 備蓄米は、販売先の不安がなく需給調整の手段としても有効であることから、県優先枠の確保を図りながら、産地交付金の活用による安定生産を促進します。

【施策の目標】

項 目	内 容	現況値(25年)	目標値(29年)
飼料用米の作付面積(ha)	飼料用米を作付けた面積	514	6,600以上
複数年契約をしている加工用米の作付面積(ha)	水田活用の直接支払交付金の加工用米の申請があった複数年契約のもの	330 ^{※1}	700以上

※1 平成26年度の現況値

エ 園芸作物

- 園芸作物は、土地利用型作物の集約化により生み出される労働力を活用し、経営の転換や複合化を促進します。
- 土地利用型園芸作物については、地域条件に応じた２年３作体系の導入や団地化による効率的な土地利用、機械化一貫体系の構築などを促進します。
- 野菜や花きなどの施設化や作型分化を進めるとともに、太陽光を利用した省エネルギー型施設やＩＣＴ技術を活用し環境制御等を行う施設、水耕による周年生産システムなどの新たな生産方式の導入等を促進します。
- 消費・流通形態が多様化している中で、ブランド化を進めるとともに、市場や実需者からの提案への対応や業務・加工用野菜を含めた新たな市場開拓を促進します。
- 流通コストの低減と流通・加工の高度化を図るため、集出荷・加工処理施設の再編整備を支援します。

【施策の目標】

項 目	内 容	現況値（25年）	目標値（29年）
水田における園芸作物の作付面積（h a）	水田に園芸作物を作付けた面積	2, 7 9 2	3, 2 0 0 以上
野菜が経営の中心となる経営体（経営体）	野菜が販売金額１位の経営体の数	6, 5 0 0	7, 5 0 0 以上

オ 飼料作物

- ＷＣＳ用稲は、原子力災害の影響で利用が一部制限されている畜産農家の自給飼料の代替として活用が期待されることから、地域での耕種農家と畜産農家の結びつきを深め、生産の拡大を促進します。
- 水田を有効に活用して、飼料用トウモロコシや単年生牧草などの飼料作物の生産拡大等により、自給飼料の確保を促進します。
- 畜産農家と耕種農家の連携強化を図り、飼料用米等の稲わらの利用と畜産農家のたい肥等の有効利用を促進します。

【施策の目標】

項 目	内 容	現況値（25年）	目標値（29年）
飼料作物の作付面積（h a）	作物統計等より水田に作付けされた飼料作物	3, 0 2 5	3, 3 0 0 以上

(3) 地域ごとの振興方策

本県は、中通り、浜通り、会津の3つの地方に分かれ、それぞれ地方の中でも平坦な地域と中山間地域といった自然条件や異なる風土を背景に、それぞれに特色ある力強い水田農業が展開されてきました。また、東日本大震災と原子力災害により、未だに米の作付が制限されている地域があるなど、地域によりその影響が異なります。

これらのことから、県内一律でなく、地域がこれまでに積み上げてきた実績とメリットを生かした振興方策の実現に、関係機関・団体が共通の意識を持って取り組みます。

ア 中通り地方

国道4号線沿線を中心とした平坦な地域においては、主食用米の産地として、良食味米の生産を基本とし、農地中間管理事業を活用して農用地利用集積による経営規模の拡大等を進め生産コストを低減するとともに、地域間調整の活用と経営所得安定対策（ナラシ対策）への加入により経営の安定を図ります。

中山間地域においては、集落営農組織の育成を図るとともに、主食用米の生産を確保しながら、経営所得安定対策や日本型直接支払制度等を活用し、飼料用米や加工用米等の生産拡大を推進します。

また、県北地方では水稻とモモやリンゴ、ナシ等の果樹との複合経営が多く、中通り全体でもきゅうりやピーマン、トマトなどの果菜類、ブロッコリーやニラなどの葉茎菜類、花き等との複合経営が営まれており、これらの産地と農業経営の一層の発展を図るため、水田を活用した園芸作物への転換を積極的に促進します。

さらに、WC S用稲や飼料用米等の作付を拡大し、地域の畜産農家との連携強化を促進します。

麦や大豆、そばについては、これまで取り組んできた産地において生産を維持しながら団地化を推進するとともに、大豆300A技術などの新たな技術を積極的に導入し、生産コストの低減と品質の向上を図ります。

イ 会津地方

良食味米産地として、主食用米の高品質化や特色ある米づくりに継続して取り組むとともに、農用地の利用集積による経営規模の拡大を図り、生産コストの低減と経営所得安定対策（ナラシ対策）への加入を促進し、経営の安定を図ります。

また、地域ごとに重点的に推進しているアスパラガスやトマトなどの園芸作物の導入により経営の複合化を進め、稲作偏重からの脱却を進めます。

中山間地域においては、集落営農組織等の担い手の育成を進め、農用地の利用集積による経営規模の拡大により主食用米の生産を確保しつつ、地域の特性を生かした宿根カスミソウやリンドウなどの花き、トマトなどの野菜を取り入れながら、日本型直接支払制度等も活用し経営の安定を図ります。

麦や大豆については、これまでの生産を維持するとともに、そばについては、集落営農組織等の育成により経営所得安定対策等への加入を促進することで経営の安

定を図ります。

ウ 浜通り地方

相馬地域においては、津波被害を受けたほ場の復旧等に合わせて、集落営農の組織化を進めるとともに、認定農業者等の担い手を確保し、経営所得安定対策等への加入の促進により、経営の安定を図ります。また、原子力災害による風評の影響が強いことから、主食用米生産を確保しながら、隣接県の沿岸に設置されている飼料工場への輸送の利便性を生かし、飼料用米の団地化と生産拡大を促進します。さらに、これまで進めてきたブロックローテーションによる大豆や麦の生産などを回復させるとともに、冬季の日照時間が長い地域特性を生かし園芸の振興を促進します。

双葉地域のうち既に営農を再開している地域では、一層の復旧・復興に向けて、多様な担い手の育成を図りながら、担い手への農用地の利用集積や水田の活用を促進します。また、住民の帰還を目指す地域では、本格的な営農再開には時間を要する地域が多いことから、順次、試験栽培等を実施しながら、関係機関・団体が連携して、営農や水田の活用方策等を検討し、復旧・復興に取り組みます。

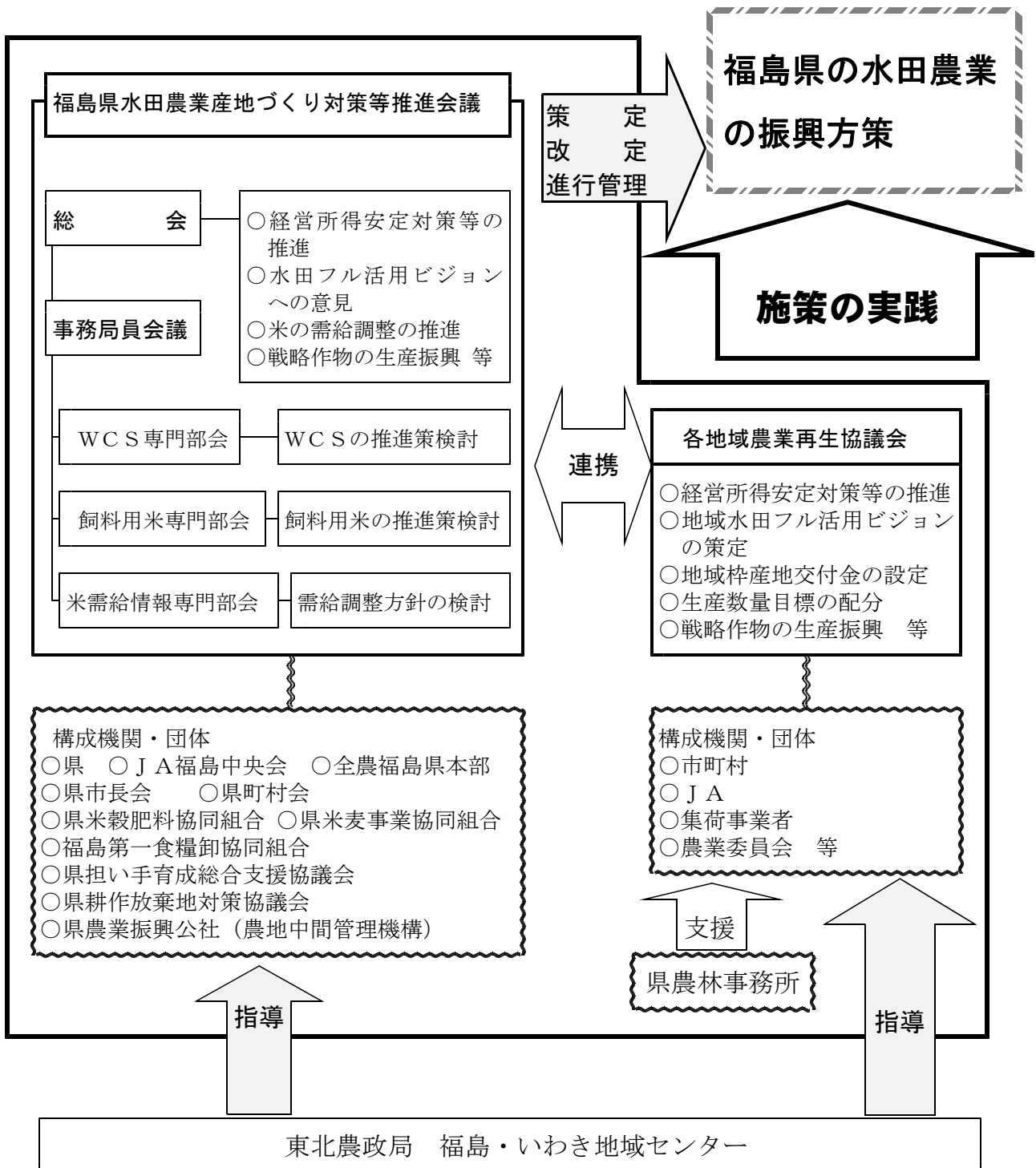
消費人口が多いいわき市においては、地域内の消費者との米の直販の取組を継続しながら、地域の特色を生かした園芸作物の導入促進や先進的に進めている飼料用米の生産拡大を図るとともに、認定農業者等への誘導により経営所得安定対策等への加入を促進し、経営の安定を図ります。

また、避難地域等における営農再開に向けて、関係機関・団体等が連携し、農業者等の意見を聞き、スマート農業導入に向けた調査や営農ビジョンの検討を行うとともに、大学や研究機関等の協力を得ながら、資源作物のエネルギー利用の実現可能性等の研究を進めます。

6 推進の方法

この振興方策については、再生協議会等が経営所得安定対策等の推進や水田フル活用ビジョンの策定、産地交付金の設定などで誘導を図るとともに、関係機関・団体が独自の事業等を講じるなど主体的に取り組むことにより、目標の達成に努めます。

また、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議において振興方策の進行管理を行いながら、情勢の変化や取組の状況を検証し、必要に応じて改定していきます。



福島県の水田農業の振興方策(案)

H26.12

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

水田農業を取り巻く状況の変化

◎ 国の農政改革の実施

- ☆ 担い手への農地利用の集積を加速し、農業構造改革と生産コスト削減を促進
- ☆ 経営所得安定対策等を見直し、担い手に施策を集中
- ☆ 30年度から生産数量目標を配分せず、農業者の経営判断を重視するとともに、非主食用米への誘導を強化
- ☆ 日本型直接支払制度の創設

◎ 米の消費量減少と近年の豊作による供給過剰に加え、本県産米は、原子力災害による風評の影響から米価が大幅に下落し、販売環境が悪化

本県水田農業の喫緊の課題

- 担い手の育成を進め、経営所得安定対策等への加入の加速的推進が必要
- 良食味米を生産できる強みを生かした品質・生産性の向上と販路の拡大が必要
- 需給に即した生産を基本として、業務用米を含めた多様な米づくりの推進、飼料用米とWCS等の作付拡大が必要
- 収益性の高い園芸作物等を導入した経営転換の促進が必要
- 地域の災害復旧状況に応じた水田農業の復興が必要

したがって30年度に向けて

目指す水田フル活用の姿

単位:ha

品 目	現状(25年度)	目標(29年度)
主食用米	65,700	62,000
非主食用米	3,676	12,600
飼料用米	514	6,600
備蓄米	2,111	3,700
WCS用稲	675	1,200
加工用米	360	1,000
米粉用米	14	100
麦・大豆・そば	3,513	4,080
飼料作物	3,025	3,300
園芸作物	2,792	3,200
その他	16,694	11,420
合 計	95,400	96,600

目指す水田農業経営の姿

経営区分	経営規模と作付品目	農業所得
土地 利用 型 経営	個別経営 15ha 主食用米 9ha 飼料用米 3ha 加工用米 1ha 備蓄米 2ha	623万円
	集落営農 50ha 主食用米 27ha 飼料用米 11ha 加工用米 6ha 備蓄米 6ha	2,090万円
複合 経営	個別経営 9ha 主食用米 5ha 飼料用米 2ha 野菜 2ha (2年3作)	650万円

基本方針

- プロフェッショナル経営体の増加、認定農業者等の育成、農用地の利用集積を促進
- 経営所得安定対策等への加入を推進し、農業経営を安定
- 地域特性を生かし、主食用米のより一層の食味向上と創意工夫あふれる多様な米づくり、飼料用米等の生産や園芸作物への転換を促進し、水田をフル活用
- 県産米の風評対策の継続的取組と、食味の良さなどを生かし、県内外において積極的に販路を拡大
- 避難地域の農業の将来像の検討、津波被災地等での新たな営農体系の構築や担い手の確保を図り、営農再開を促進

主な取組内容

指標は現況値⇒目標値 現況値は記載がないものは25年度、目標値は29年度

1 担い手の育成と経営所得安定対策等の推進

(1) 農用地の利用集積と担い手の育成

- 地域農業をけん引するプロフェッショナル経営体の増加
 - 認定農業者等の育成強化と農用地の利用集積の加速化
- 【指標】 農用地利用集積率(%) 40⇒55以上

(2) 経営所得安定対策等の推進

- 経営所得安定対策等への加入誘導
- 【指標】ナラシ対策への加入率(面積:%)
18(26年度)⇒50以上

2 需要に即した作物の作付と販売の促進

(1) 主食用米

- 安全性を確保し、生産コストの低減と良食味米の生産
 - 「天のつぶ」の生産拡大と食味の向上
 - 風評対策の継続実施と県内外で販売促進活動の強化
- 【指標】 食味ランキング特Aの割合(%) 42⇒100
学校給食の県産米利用割合(%) 84.5(23年度)⇒100

(3) 非主食用米等

- 飼料用米の収量性の向上と作付拡大
 - 主食用米への混入防止と輸送コストの低減
 - 飼料用米や加工用米の地域での生産利用の連携強化
- 【指標】飼料用米作付面積(ha) 514⇒6,600以上

(2) 大豆・そば等

- 収量と品質の向上
 - 産地体制の維持、津波被害地域等での産地回復
- 【指標】大豆の上位等級比率(%) 24⇒50以上

(4) 園芸作物

- 園芸作物の積極的な導入と経営の転換
 - 新たな生産方式の導入
- 【指標】水田における園芸作物の作付面積(ha)
2,792⇒3,200以上

3 地方毎の推進方向

- 地域条件を生かして、主食用米中心の経営や飼料用米等を取り入れた経営、園芸との複合経営等を推進

本県の水田と多様な風土、強みを生かして

水田を有効に活用した効率的な農業経営の実現

～ふくしまの水田農業の持続的発展に向けて～

福島県の水田農業の振興方策

国の農政改革や県産米を取り巻く環境(米価の下落、全国的な過剰生産等)を踏まえ、水田農業の振興に全力で取り組みます！！



平成26年12月
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

水田農業を支える担い手の育成と 経営所得安定対策等の推進

農用地の利用集積と担い手の育成

- ◆人・農地プランの策定推進と認定農業者への積極的誘導
- ◆集落営農組織の育成と認定新規就農者への誘導
- ◆農地中間管理機構による担い手への農用地の利用集積と団地化の促進
- ◆規模拡大や直播栽培等、あらゆる生産コスト低減のための取組推進



経営所得安定対策等の推進

- ◆ゲタ・ナラシ対策の周知と加入対象者（認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者）の積極的誘導



経営提案モデル【稲作中心】

個別経営（15ha）



農地の利用集積を進め、
3～5haのブロックを3～5か所に集約

【農業所得の目安】

主食用米（反9俵）	1,013万円
飼料用米（反10.5俵）	315万円
加工用米・酒米（反9俵）	104万円
備蓄米（反9俵）	210万円
収入額計	1,642万円
経費計	1,019万円
農業所得計	623万円

集落営農（50ha）



【農業所得の目安】

主食用米（反9俵）	3,038万円
飼料用米（反10.5俵）	1,155万円
加工用米・酒米（反9俵）	626万円
備蓄米（反9俵）	630万円
収入額計	5,449万円
経費計	3,359万円
農業所得計	2,090万円

需要に即した作物の作付と販売促進

●主食用米

- 安全性の確保と低コスト化、良食味米の生産の促進
- 県オリジナル品種「天のつぶ」の生産拡大と食味の向上
- 風評対策の継続実施と県内消費の拡大、県外販路の確保など販売対策を強化

●畑作物(大豆・麦・そば・なたね)

- 収量と品質の向上を図り、経営所得安定対策等を活用した所得確保
- 麦・大豆の産地の維持・拡大と津波被害地域での生産回復
- 営農再開の先駆けとしてのなたねの作付促進

●非主食用米・飼料作物

- 経営所得安定対策等を最大限活用し、飼料用米や加工用米等を積極的に作付拡大
- 飼料用米の低コスト生産と輸送コストの低減
- 飼料用米や加工用米の地域利用促進
- 飼料用トウモロコシや牧草導入による自給飼料の確保

●園芸作物

- 転換作物として園芸作物を積極的に導入
- 2年3作体系や実需者と連携した土地利用型野菜の導入を推進
- 先端技術等の新たな生産方式の積極的導入を促進

経営提案モデル【園芸＋水稻】

複合経営(9ha)

飼料用米(2ha)

主食用米(5ha)

2年3作
野菜
(2ha)

<2年3作体系の例>

加工トマト

タマネギ

ブロッコリー
(秋どり)

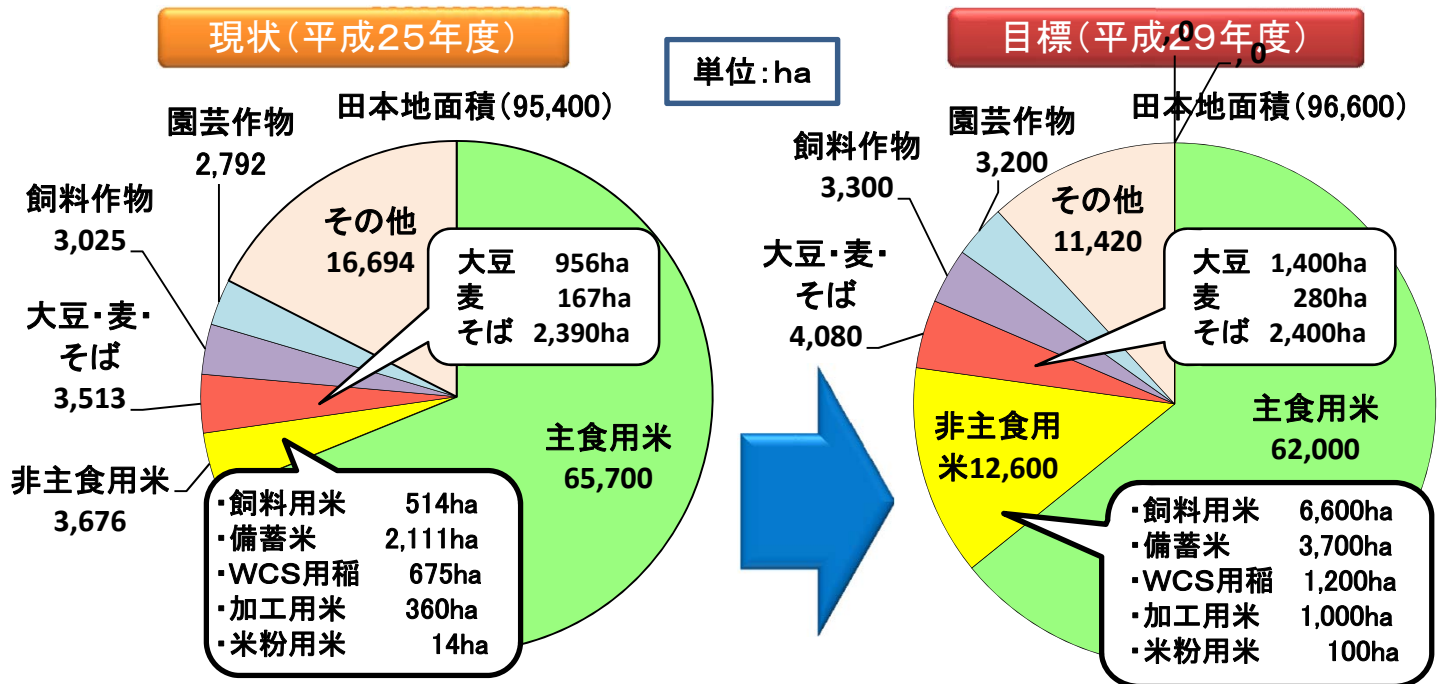
【農業所得の目安】

- ・主食用米(反9俵) 563万円
- ・飼料用米(反10.5俵) 210万円
- ・野菜(2年3作、1年あたり)

加工トマト	260万円
タマネギ	160万円
ブロッコリー	274万円

収入額計	1,467万円
経費計	817万円
農業所得計	650万円

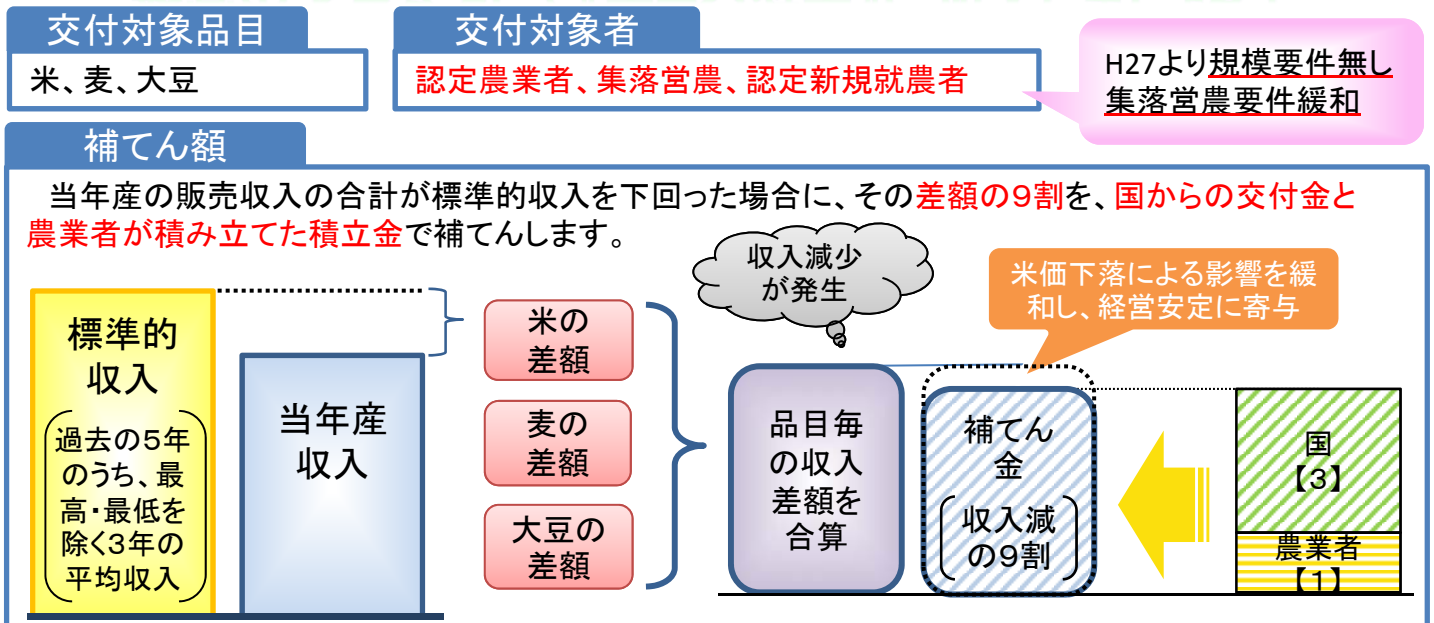
福島県の水田活用の現状と目標



※1 田本地面積は、津波被害地等が復旧により平成29年度は増加するものと見込む。

※2 非主食用米の計と内訳はラウンドの関係で一致しない。

経営の下支えとして『ナラシ対策』に加入しましょう！



※作成: 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議※

事務局: JA福島中央会(農業対策部)、福島県水田畑作課

構成機関・団体: 全農福島県本部、福島県市長会、福島県町村会、福島県米穀肥料協同組合、福島県米麦事業協同組合、福島第一食糧卸協同組合、福島県担い手育成総合支援協議会、福島県耕作放棄地対策協議会、公益財団法人福島県農業振興公社(農地中間管理機構)

※お問い合わせ先※

●JA福島中央会 ☎024-554-3072
●福島県水田畑作課 ☎024-521-7369
●福島県各農林事務所農業振興普及部・普及所

●福島県水田農業産地づくり対策等推進会議HP
http://fs-suishin.jp/01_org/01_org01.html

議案第3号 27年産米の需給調整の取り組み推進について（案）

平成26年12月17日
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

1 27年産米生産数量目標確保に向けた対応の考え方

平成27年産米については、国から本県に配分された生産数量目標が26年産米対比8,870トン(2.5%)減の339,550トンと示された。

また、生産数量目標の設定にあわせ、仮にこれだけ生産すれば生産の次年度の期末在庫量が過去の平均水準に近づくこととなるものとして、生産数量目標の98.4%となる自主的取組参考値が設定され、本県に対しては生産数量目標対比5,420トン(1.6%)減の334,130トンが示された。

本県としては、良食味米産地としての強みを生かした主食用米の生産振興を基本として、作付再開地域も含めた県全体の水稲作付面積の維持・拡大、さらには需要に即した米生産の推進を図るため、水田フル活用による飼料用米等の非主食用米の生産拡大に取り組むものとする。

2 地域間調整（方針作成者間調整）の考え方

(1) 取り組み方針

27年産米については、生産数量目標が大幅に減少する一方で、作付再開地域は拡大しているものの、依然として、本県は東日本大震災や原発事故の影響により作付できない地域が見込まれる。

このため、国から配分された生産数量目標の確保と震災等により被災した稲作農家の所得確保を図るため、作付できない地域と米の生産余力のある地域との間で、生産数量目標の方針作成者間調整を実施し、県内水田を最大限に活用した需要に応じた米生産に取り組むものとする。

ただし、27年産米においては生産数量目標の深堀りに対するインセンティブ（生産数量目標を下回って生産した分に対する5,000円/10aの産地交付金の追加払い）が設定される見込みであることから、県間調整は実施しない。

(2) 調整の進め方

- ① 生産数量目標の調整は、基本は地域内（JA内等）での農業者間調整を優先して行う。
- ② 地域内で調整しきれない場合には、県内での地域をまたいだ方針作成者間調整を行う。
- ③ 出し手超過の場合の調整は、受け手数量を津波・地震の被災地優先に配分し、残り数量は他の出し手希望方針作成者（または地域再生協議会）に按分して調整する。

(3) 手順およびスケジュール

- ・ 27年1月中旬までに設定する。

(4) 調整料金

調整料金については、米の価格動向等を踏まえて、27年1月中旬までに設定する。